



電子証明書 Type0 (電子公証サービス用電子証明書) 認証業務規程 (CPS)

株式会社日本電子公証機構 認証サービス

Version 5.1

株式会社 日本電子公証機構



改訂履歴

Version	変更内容	日付
1.0	・初版作成	2001/04/28
1.1	・サービスに係わる問合せ先変更	2002/09/01
1.2	・証明書有効期間の変更	2003/03/01
1.5	・CPS 全面改訂	2004/03/01
2.0	・pPROVE サービス開始	2006/08/21
2.1	・電子署名機能を付加	2006/06/01
2.2	・法人利用者向け証明書発行サービス追加	2006/10/01
2.3	・証明書格納媒体に USB トークン追加	2007/02/01
2.4	・pPROVE を電子証明書 Type1 への名称変更	2007/04/13
2.5	・代表者の変更	2007/09/14
3.0	・電子証明書 Type0,Type1 の CPS 統合	2008/02/01
3.1	・申込方法および認証方法の改定	2008/02/15
3.2	・配達記録郵便の削除	2009/02/27
3.3	・法人申込み時の利用者の本人確認方法追加	2009/03/16
4.0	・電子証明書 Type2 の CA 局を構築	2009/06/01
4.1	・Type2 に有効期間 3 年（約 37 ヶ月）の電子証明書を追加	2009/12/14
4.2	・有効期間 3 年（約 37 ヶ月）の電子証明書を廃止	2012/8/1
4.3	・受付時間の変更	2012/12/19
4.4	・運転免許証、住民基本台帳カードの裏面の住所変更の記載を有効とし、住所変更の記載がある場合には裏面のカラーコピーの提出を追加	2013/5/15
4.5	・新暗号方式(RSA の鍵長を 2048 ビット、ハッシュ関数を SHA-256)の追加	2014/5/8
4.6	・個人番号の記載された住民票の写し受領時の対応を追記	2015/12/1
4.7	・Type2 の本人確認書類に「法人の印鑑証明書」を追加 ・有効期間を 390 日から 400 日に変更	2020/1/15
5.0	・CPS 全面改訂 (Type0 電子公証サービス用)	2022/1/11
5.1	・改正個人情報保護法に対応	2022/4/1



目次

改訂履歴	1
第1章 総則	4
1-1 認証業務規程の目的	4
1-2 用語の定義及びコミュニティ	4
1-3 認証の目的	6
1-4 認証の対象者	6
1-5 電子証明書の有効期間	6
1-6 電子証明書、証明書失効リスト(CRL)の形式・仕様	6
1-7 署名方式、鍵長、ハッシュ関数	6
1-8 情報公開	6
1-9 サービス内容の改定、変更	7
1-10 サービスに関する問い合わせ先	7
第2章 認証	8
2-1 認証情報	8
2-2 認証の内容及び確認できる内容	8
2-3 個人または申込人が所属する法人の实在確認	8
2-4 利用者の本人性及び非改ざん性	9
第3章 手続き	10
3-1 発行の申込	10
3-2 電子証明書の取得手順と安全確保	10
3-3 事前同意	12
3-4 新規の発行申込	12
3-5 追加の申込	12
3-6 失効申込	12
3-7 登録局による失効申込審査	13
3-8 認証局による失効処分	13
3-9 認証局による失効措置	14
3-10 失効情報	14
第4章 利用者及び検証者の義務	15
4-1 利用者の義務と責任	15
4-2 申込人の義務と責任	15
4-3 秘密鍵の復旧	16
4-4 検証者の義務と責任	16
第5章 認証局の義務と責任	18
5-1 認証局の責任	18



5-2 準拠法.....	18
5-3 紛争処理等	18
5-4 個人情報の開示	18
5-5 個人情報の保護	18
5-6 守秘義務	19
5-7 免責事項.....	19
5-8 認証局による賠償	19
5-9 知的財産権	19
第6章 認証局の業務	20
6-1 認証設備室のセキュリティ管理	20
6-2 認証局秘密鍵の生成と証明.....	20
6-3 業務の一時停止	20
6-4 業務復旧	20
6-5 帳簿書類等の保存	21
6-6 事業監査.....	21
6-7 教育訓練.....	22
6-8 認証業務の廃止	22
6-9 詳細規程.....	22



第1章 総則

1-1 認証業務規程の目的

本認証業務規程は、株式会社日本電子公証機構（以下「jNOTARY」という）が行う電子公証サービスに基づく電子証明書（電子証明書 Type0）の申請、審査、発行、失効等の運用に関する基本的な方針について定める事を目的とする。

1-2 用語の定義及びコミュニティ

本認証業務規程で使用する用語については、次の定義とする。また、本認証業務規程は、以下の図に示す認証局により実施される電子証明書の発行及び失効の業務に適用される。認証局より発行される電子証明書には、本認証業務規程が適用される。

電子公証サービス jNOTARY が提供するサービス。本認証業務規程によって発行される電子証明書は、電子公証サービスで使用される。

電子署名 電子データの作成者を検証可能とするための電子的な記録。紙書面の場合の印影に相当する。電子公証サービスにおいて実施される。

鍵 秘密鍵 公開鍵暗号方式における鍵の対の一方であり、電子署名を作成するために用いられる鍵。

公開鍵 公開鍵暗号方式における鍵の対のもう一方であり、電子署名を復号するために用いられる鍵。

鍵ペア 対になる秘密鍵と公開鍵の組合せ。

認証局 公開鍵基盤に基づき電子証明書の発行管理を行う機関の総称であり、jNOTARY が運用する。主な内部機能として登録局、発行局により構成される。認証局は、本認証業務規程を策定し管理し、検証者が行う電子証明書の有効性確認のための情報を提供する。

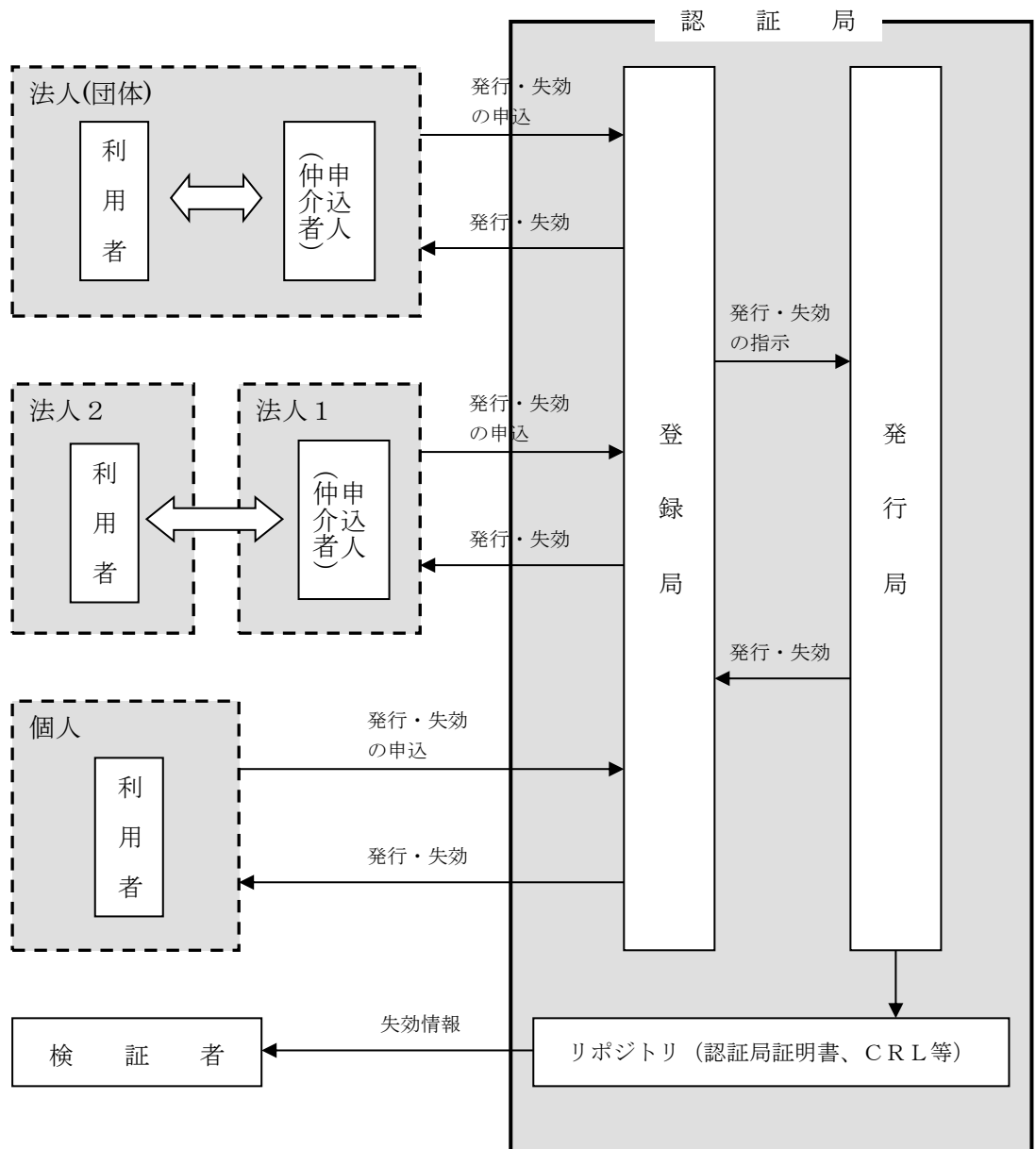
登録局 登録局は、電子公証サービスの申し込みに付随した電子証明書の発行申込の受付、利用者または企業の
実在確認、発行局に対しての電子証明書発行の指示、電子証明書と秘密鍵の
利用者への送付、電子証明書の失効決定、発行局
に対しての電子証明書失効の指示を実行する。

発行局 発行局は、登録局からの電子証明書の発行・失効の指示を受領して、電子証明書の発行・失効をする。また、認証局名義の電子証明書およびCRLを発行する。

利用者 実際に電子公証サービスの利用者で、電子証明書を使用する立場にある者。

- 検証者 署名者の電子証明書を受領して、署名者の電子署名を検証する者。
- 申込人 法人等に所属する者のうち、電子公証サービスの申込や、失効申込などについて法人での利用者と認証局を仲介する立場にある者。
- 危殆化 秘密鍵、ならびに関連する秘密情報が漏洩、滅失又は毀損したか、またはその可能性があること。

2 電子証明書のコミュニティ図は以下の通りである。





1-3 認証の目的

認証局が発行する電子証明書は、電子公証サービスにおける電子署名の付与、及びアクセス認証を目的とする。

1-4 認証の対象者

電子公証サービスを申し込む個人または法人であり、個人の申込みに対しては個人を認証し、法人の申込みに対してはその法人と法人に属する個人を認証する。当該利用者には、それぞれその法人の認める利用者個人に対して電子証明書を発行する。

1-5 電子証明書の有効期間

発行日から起算して 400日（約13ヶ月）

ただし、電子公証サービスの契約が終了した場合は、終了までとなり、認証局で電子証明書の失効処理を行います。

1-6 電子証明書、証明書失効リスト(CRL)の形式・仕様

電子証明書と証明書失効リスト(CRL)の形式、属性の仕様は、主に世界的な技術標準や標準化団体で決められた標準仕様を参考に定義している。

- ITU-T Recommendation X.509(1997E)
- RFC 3280 Internet X.509 PKI Certificate and CRL Profile, April 2002

1-7 署名方式、鍵長、ハッシュ関数

2014/5/31より鍵長2048ビット、ハッシュ関数SHA-256での運用を開始する。

鍵長1024ビット、ハッシュ関数SHA1を旧暗号方式、鍵長2048ビット、ハッシュ関数SHA-256を新暗号方式とする。

1-8 情報公開

本認証業務規定、証明書失効リスト(CRL)その他に関する「各種規程等重要情報」は、Webサイト(リポジトリ)にて24時間365日公開する。ただし、失効した電子証明書が確認できる期間は、当該証明書の有効期間の終了までとする。

公開情報にアクセスするためのURLは以下の通り。

- 株式会社日本電子公証機構 Web サイト
<https://jnotary.com/>
- 本認証業務規程(CPS)
https://jnotary.com/wp-content/uploads/2020/11/BUC_CPS.pdf
- 認証局証明書(旧)
https://jnotary.com/wp-content/uploads/bu-ca/BUType0_CA.p7b



- ・ CRL (旧)

<http://www.jnotary.com/Cert/Cert/Japan%20Digital%20Notarization%20Authority%20CA01.crl>

- ・ 認証局証明書 (新)

https://jnotary.com/wp-content/uploads/bu-ca/BUCType0_CAG2.p7b

- ・ CRL (新)

<http://www.jnotary.com/Cert/Cert/Japan%20Digital%20Notarization%20Authority%20CA01G2.crl>

※ (旧) は旧暗号方式、(新) は新暗号方式。

- 2 認証局証明書の値を SHA-1 で変換した値 (フィンガープリント) で当該認証業務を特定し、それを認証局 Web サイトで公開する。
- 3 検証者は、認証局証明書を認証局 Web サイトからダウンロードできる。

1-9 サービス内容の改定、変更

認証局は、電子証明書利用者の利便性向上やセキュリティ技術の進歩に伴い、利用者への予告無しに本認証業務規程等の一部を改定・変更する場合がある。

なお、本認証業務規程の変更事項については、認証局要員が本認証業務規程に沿う形で適宜変更・修正を行い、認証局の業務運用管理者が承認する。

- 2 利用者並びに検証者には、認証局 Web サイトに掲載された最新の日付の規程が適用されることとなる。

1-10 サービスに関する問い合わせ先

電子証明書 及び 電子公証サービス に関する問い合わせは、電話、FAX、Email にて受付ける。

[問い合わせ先]

窓口：株式会社日本電子公証機構 電子公証サービスカスタマサービス

住所：〒130-0013 東京都墨田区錦糸二丁目14番地6号 エニビル

営業日：月曜から金曜日 (祝日と年末年始の12月30日～1月5日を除く)

受付時間：午前10時から午後4時

電話 : 03-5819-3871

FAX 番号 : 03-5819-3873

電子メール : info@jnotary.com



第2章 認証

2-1 認証情報

電子証明書に記載する利用者に関する認証情報は、下記表のとおり。

No	電子証明書記載内容	認証対象
1	利用者コード (jNOTARY にて採番)	
2	契約者コード (jNOTARY にて採番)	
3	氏名 (ローマ字表記 利用者情報より)	○
4	電子メールアドレス (利用者情報より)	
5	利用者法人 (ローマ字表記 利用者法人情報より) *1	○ : 法人の場合

*1 電子公証サービスの法人申込の場合のみ記載

2-2 認証の内容及び確認できる内容

電子証明書の発行は jNOTARY が定める方法で審査を行い、法人による申込みまたは個人による申込みのいずれも実在確認の後に電子証明書を発行する。従って、実在確認ができない場合には、電子証明書の発行作業を不承認として終了する。

2 利用者の電子署名によって確認できる内容は、次の通りである。

- (1) 当該情報が電子署名を行った者の作成にかかわるものであること。
- (2) 当該情報について改変が行われていないものであること。

2-3 個人または申込人が所属する法人の実在確認

個人または申込人が所属する法人の実在確認については、jNOTARY が定める以下の方法とする。

1. 個人でお申込の場合

以下の書類のいずれか1点を提出する。

- ・住民票の写し (受付時点で発行後3ヶ月以内で個人番号の記載されていないもの)
- ・マイナンバーカード (写真、住所、氏名が記載された表面) のコピー
- ・運転免許証 (裏面に住所変更が記載されている場合は裏面も提出) のコピー

2. 法人でお申込の場合 (利用者の本人確認書類を提出する方法)

1) 法人の存在確認

- ・企業の情報 (商号、本店所在地) が記載された公的書面 (登記簿謄本など) のコピーまたは申込書に記入した内容により、当該組織が存在していることを、社



会的に信頼された第三者機関が管理するデータベース等（国税庁の法人番号公表サイトなど）の登録情報か、第三者の証明サービスによって確認する。

申込人法人と利用者法人が異なる場合は、申込人法人がその責任において利用者法人の实在確認を行ったものとみなす。

2) 申し込みの意思確認

- ・申込人法人からの銀行振込での入金確認
- ・上記で、意思確認できない場合は企業の代表電話番号から申込人を迎るか、郵便等によって申込人の在籍確認と申込み意思の確認を行う。

3) 利用者の本人確認 利用者毎に以下の書類のいずれか1点を提出する。

- (1) 住民票の写し（受付時点で発行後3ヶ月以内で個人番号の記載されていないもの）
- (2) マイナンバーカード（写真、住所、氏名が記載された表面）のコピー
- (3) 運転免許証（表面）のコピー
- (4) 法人の印鑑証明書（利用者が法人の代表者の場合のみ、発行後3ヶ月以内のもの）

それぞれ上記のいずれかの場合で確認が取れない場合は、証明書の発行は行わない。

3. 法人でお申込の場合（利用者の本人確認書類を提出しない方法）

1) 法人の存在確認及び利用者の本人確認

- ・実印の印鑑証明書によって法人の实在確認とする。

申込書への実印の押印によって、法人代表者の責任において、当該利用者の本人確認を行ったものとみなします。

申込人法人と利用者法人が異なる場合は、この方法は適用しない。

2-4 利用者の本人性及び非改ざん性

本認証業務で発行された電子証明書が付された当該情報が、電子署名を行った者の作成にかかわるものであること、及び当該情報について改変が行われていないかどうかについては、公開鍵基盤に基づき技術的に担保される。



第3章 手続き

3-1 発行の申込

電子公証サービスの申込が、電子公証サービスで利用する電子証明書の発行申込となる。

電子公証サービス申込の送付方法は、郵送（簡易書留郵便を推奨）または宅配便等による方法。または、jNOTARY が個別の事情を考慮して認めた方法とする。

3-2 電子証明書の取得手順と安全確保

電子証明書と鍵ペアの取得手続きは、jNOTARY が定める以下の方法にて行いう。

《個人の場合》

【申込書の作成・提出書類】

- ① 個人用申込書の必要箇所に記入・捺印し、「2-3 個人または申込人が所属する法人の实在確認」の「1. 個人でお申込の場合」の本人確認書類いずれか一点を準備する。

準備した申込書と本人確認書類を「3-1 発行の申込」の送付方法に従って送付する。

申込書類は、電子公証サービス申込書（個人用）を用いる。

【登録局の審査】

- ② 登録局では、申込書と本人確認書類一点が存在する事を確認後、提出書類別に以下の審査を行う。

- ・住民票の写しの場合は、発行から3ヶ月以内であることを確認し、記載内容が申込書と相違無いことが確認できた場合には、審査を合格とする。
- ・マイナンバーカードの場合は、有効期限を確認し、記載内容が申込書と相違無いことが確認できた場合には、審査を合格とする。
- ・運転免許証の場合は、有効期限を確認し、記載内容が申込書と相違無いことが確認できた場合には、審査を合格とする。

審査で疑義が発生した場合には、申込者に必要な書類を再度提出してもらい再審査を行う。

【電子証明書の発行】

- ③ 審査に合格した利用者について、登録局は鍵ペアと電子証明書の生成を発行局に指示する。指示された発行局は、鍵ペアと電子証明書を pfx 形式のファイルに格納する。



証明書の発行は申込み受付時点から3ヶ月以内とする。

【電子証明書の配布】

- ④ 鍵ペアと電子証明書は、インターネットからのダウンロードによって利用者に配布される。先ず、jNOTARY から利用者宛に電子メールが送られるので、電子メールの指示に従ってダウンロードし、利用者の PC 等にインポートする。
- ⑤ 電子証明書を受領した利用者は、電子証明書の記載内容が申請通りか確認する。

《法人の場合》

【申込書の作成・提出書類】

- ① 法人用申込書の必要箇所に記入・捺印し、「2-3 個人または申込人が所属する法人の实在確認」の「2. 法人でお申込の場合」に従って法人の实在確認と利用者毎に本人確認を行うので、準備した申込書と法人の情報が記載された書類と、本人確認書類を「3-1 発行の申込」の送付方法に従って送付する。もし、法人の情報が記載された書類の提出が無理な場合には、申込書（法人用）の全ての箇所を記入・捺印して提出する。

申込書類は、電子公証サービス申込書（法人用）または申込書（代理店）を用いる。

【登録局の審査】

登録局では、申込書（法人用）または申込書（代理店）と提出書類によって審査を行う。

- ② 法人の審査に関しては、
 - ・法人の情報が記載された書類の提出がある場合はその内容、ない場合は申込記載の法人の情報を基に、社会的に信頼された第三者調査機関が管理するデータベースの登録情報を確認し、申込書の申込人法人情報記入欄と相違無い事が確認できた場合には、審査を合格とする。
 - ・実印の印鑑証明書の提出を以て審査を合格とする。
 - ・申込人法人と利用者法人が異なる場合は、申込人法人がその責任において利用者法人の实在確認を行ったものとみなす。
- ③ 利用者の審査に関しては、

印鑑証明書が提出されている場合は申込書の印影が一致することで、審査を合格とする。または、利用者毎の本人確認書類一点が存在する事を確認後、提出書類別に以下の審査を行う。

 - ・住民票の写しの場合は、受付時点で発行から3ヶ月以内であることを確認し、記載内容が申込書の利用者情報記入欄と相違無いことが確認できた場合には、



審査を合格とする。

- ・マイナンバーカードの場合は、有効期限を確認し、記載内容が申込書と相違無いことが確認できた場合には、審査を合格とする。
- ・運転免許証の場合は、有効期限を確認し、記載内容が申込書の利用者情報記入欄と相違無いことが確認できた場合には、審査を合格とする。

②、③の審査で疑義が生じた場合には、申込人に通知し、再度必要な書類を提出してもらい再審査を行う。

【電子証明書の発行】

- ④ 審査に合格した利用者について、登録局は鍵ペアと電子証明書の生成を発行局に指示する。鍵ペアと電子証明書を pfx 形式のファイルに格納する。
証明書の発行は申込み受付時点から 3 ヶ月以内とする。

【電子証明書の配布】

- ⑤ 配布方法は、jNOTARY から利用者または申込人宛に電子メールが送られるので、メールの指示に従って鍵ペアと電子証明書をダウンロードし、利用者の PC にインポートする。
- ⑥ 電子証明書を受領した利用者は、電子証明書の記載内容が申込通りか確認する。

3-3 事前同意

電子公証サービスを利用しようとする利用者および申込人は、本認証業務規程を理解の上、同意しなければならない。なお、この同意については、本認証業務規程への同意および利用者による電子証明書への記載事項の同意を含むこととなる。

3-4 新規の発行申込

3-1 発行の申請申込と同様の手順で行う。

3-5 追加の申込

追加の申込手続きは、新規の申込と同じ手続きであり、3-4 に定める手続きと同様の手順で行う。特に jNOTARY が承認したときには、電子的な手段による申込も可能とする。

3-6 失効申込

現在利用している電子証明書が次の事由に該当する場合、利用者または申込人は遅滞なく jNOTARY に対して当該電子証明書の失効申込を行う。



- (1) 電子証明書の認証情報が事実と異なる場合。
 - (2) 電子証明書の記載内容に変更が生じた場合。
 - (3) 退職等の事由により法人との所属関係がなくなった場合。
 - (4) 利用者が死亡した場合。
 - (5) 利用者の秘密鍵が紛失、破損、詐取、横領、利用者本人以外による不正使用等により危殆化、または危殆化の恐れがある場合。
 - (6) 電子証明書の利用を中止する場合。
 - (7) 解散または廃業等により法人の実在がなくなった場合。
- 2 失効については、次の手続きをとるものとする。
- 失効申込を行う個人の利用者または申込人は、電子公証サービス解約・失効申込書を提出する。提出時には必要事項を記入し、申込時に押印した印鑑を用いて捺印をした後、登録局に送付する。送付方法は、「3-1 発行の申込」の送付方法に従う。
- 3 退職、転勤、出向、利用者本人死亡等により利用者本人が申込できない場合、代行失効申込が行える。
- 4 有効期間内の失効に伴う利用料金の返還は行わない。

3-7 登録局による失効申込審査

- 登録局は、個人の場合は利用者から、法人の場合は申込人からの失効申込を受け付ける。次に、失効申込書に記載されている内容と発行時に発行申込書に記載されている内容が一致し、押印されている印影が一致する場合に、当該失効申込書が利用者または申込人からの申込であると判断する。
- 2 失効処理は、登録局が発行局に証明書の失効処理を指示する。指示された発行局では電子証明書の失効作業を行い、作業完了を登録局に通知する。
 - 3 登録局では、失効リストの更新を確認し、該当する電子証明書のシリアル番号が失効リストに存在することを確認後、個人の場合は利用者本人に、法人の場合は申込人に通知する。

3-8 認証局による失効処分

認証局は、次の事由に該当すると判断した場合、業務運用管理者の承認に基づき失効処分として、電子証明書の失効を行うことができる。

- (1) 法人等または利用者が本認証業務規程に違反している場合。
- (2) 電子証明書の不正な使用方法があった場合。
- (3) 電子証明書が虚偽の申込により発行された場合。
- (4) 電子証明書の認証情報の変更等、失効申込すべき事由が発生しているにもかかわらず失効申込を行っていない場合。



- (5) その他、認証局が失効処分に相当すると判断した場合。
- 2 認証局は、失効処分をすることになった理由を利用者または申込人に通知すると共に、当該電子証明書の失効リスト(CRL)に掲載する。
- 3 失効処分の通知を受けた利用者は、直ちに失効処分の対象になった電子証明書の利用を停止しなければならない。
- 4 失効処分を受けたことによる利用料金の返還には応じない。
- 5 電子証明書の効力の一時停止に関する処理は行わない。

3-9 認証局による失効措置

認証局は利用者または申込人からの申込がない場合であっても、次の事由に該当すると判断した場合、失効措置として、電子証明書の失効処理を行う。

- (1) 認証局の誤操作で電子証明書の記載内容に誤りがあることが判明した場合。
 - (2) 認証局の秘密鍵が危殆化または危殆化した恐れのある場合。
 - (3) 本認証局を廃止する場合。
 - (4) その他、認証局が失効措置に該当すると判断した場合。
- 2 認証局は、失効措置をすることになった理由を利用者または申込人に電子メールにて通知すると同時に、当該電子証明書を電子証明書失効リスト(CRL)に掲載する。

3-10 失効情報

認証局は有効期間48時間の証明書失効リスト(CRL)を常時公開し、24時間ごとに更新し、その情報は電子証明書に記載されたURLを通じて検証者が入手できるようにする。ただし、証明書失効リストが何らかの理由で更新できない場合は、認証局Webサイトにてその旨を公開し、7日以内にCRL情報を公開する。



第4章 利用者及び検証者の義務

4-1 利用者の義務と責任

電子証明書の利用者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 利用者は、本認証局に届け出た内容等本認証業務規程 2-1 に定めてある内容の情報が電子証明書に記載されることを予め承諾しなければならない。
 - (2) 利用者または申込人は、発行申込に際して申込に必要な情報に関して正確な情報を提示しなければならない。
 - (3) 取得時における利用者の電子証明書と秘密鍵の検証は、自ら行わなければならない。
 - (4) 本認証業務規程の定めに従い、電子証明書は適正に利用しなければならない。
 - (5) 電子証明書は、有効期間内において使用しなければならない。
 - (6) 電子証明書の認証情報に変更が生じた場合、また、電子証明書の利用を中止する場合は、遅滞なく失効申込をしなければならない。
 - (7) 秘密鍵が危殆化または危殆化の恐れがあると判断した場合、遅滞なく失効申込をしなければならない。
 - (8) 認証局は、利用者が電子署名に用いる公開鍵暗号方式に RSA を、鍵長に 2048 ビットを、ハッシュ関数に SHA-256 を指定する。利用者は指定されたアルゴリズムで電子署名を行わなければならない。
 - (9) 法人の利用者は、申込人に対して本認証業務規程に従い、自らの電子証明書を失効申込する権限を与えることを承諾しなければならない。
 - (10) 申込人が失効申込を行う場合においても、当該利用者が行うべき失効申込の義務を免れるものではなく、申込人が正しく失効申込を行ったことを確認しなければならない。
- 2 利用者は、本認証業務規程および重要事項説明書の義務を遵守しなかったことに起因して発生する本認証局および検証者の損害に対して責任を負う。
 - 3 虚偽の申し込みをして、利用者について不実の証明をさせた場合、弊社での一切の責任を負いかねます。

4-2 申込人の義務と責任

申込人は電子証明書の取扱に関して次の義務と責任を負う。

- (1) 申込人は、発行申込に際して利用者が所属する法人名および住所または所在地などの利用者の所属情報を十分に確認し、正確な情報と共に利用者の本人確認書類を添付し申込をしなければならない。
- (2) 申込人は、発行申込に際し知り得た個人情報について守秘義務を負う。
- (3) 申込人は、登録局と連係を図りつつ、法人内における電子証明書と秘密鍵の適正



かつ安全な運用に努めなければならない。また、利用者が同一法人でない場合も同様に適正かつ安全な運用に努めなければならない。

- (4) 申込人は、本認証業務規程や重要事項説明書等を理解し、利用者に対し相談・周知・教育を行う。
- (5) 申込人は、電子証明書に記載された事項が事実と異なることが判明した場合、利用者が所属する法人の所属でなくなった場合、電子証明書の記載内容に変更が生じた場合、利用者の秘密鍵が危殆化または危殆化の恐れがある場合、直ちに当該電子証明書の失効申込を行わなければならない。
- (6) 申込人は、利用者の認証に関しての全ての責務を負う。
- (7) 申込人は、法人が異なる場合、利用者法人配下の利用者の認証に関しての全ての責務を負う。

4-3 秘密鍵の復旧

認証局は利用者が秘密鍵を紛失、破壊した場合における秘密鍵の回復措置は行わない。引き続き電子公証サービスを利用する場合には、利用者は新たに電子証明書と秘密鍵を取得し直すこととなる。

4-4 検証者の義務と責任

検証者は、認証局 Web サイトにて公開される「検証者契約」に同意しなければならない。また、送信者である相手の電子証明書の有効性について検証しなければならない。

(1) 電子証明書利用制限

電子証明書はその用途、適用範囲、利用者認証の方法などを記載した本認証業務規程に基づいて運用されており、検証者はこれらを理解し検証者契約に同意した上で電子証明書を利用しなければならない。また、検証者は、利用者から提示された電子証明書を、本認証業務規程の 1-5 に明記してある利用用途の範囲内で使用しなければならない。

(2) 電子証明書の有効性確認義務

電子署名の検証など、電子証明書を利用する際には有効性確認を行わなければならない。有効性確認内容の中には、以下を含まなければならない。

① 電子証明書パス上の認証局証明書について以下を確認すること。

- 1) 電子証明書の発行者の確認
- 2) 電子証明書が改ざんされていないこと
- 3) 有効期間内であること
- 4) 失効していないこと
- 5) 認証局 Web サイトで公開されている認証局証明書のフィンガープリントと、



認証局証明書のフィンガープリントを比較し、一致することを確認すること

6) 上記(1)の電子証明書利用用途が 1-5 に定める目的に適していること

② 利用者の電子署名を検証すること。



第 5 章 認証局の義務と責任

5-1 認証局の責任

jNOTARY は、本認証業務規程に基づき適正に認証業務を行うものとする。

なお、電子証明書の発行、失効等に関する監査ログおよびアーカイブデータおよびセキュリティ監査手続きに関する書類については、10年間保管する。

また、認証局証明書、電子証明書等の発行、更新、失効、保管および公表にあたっては、利用者、および検証者に対し、本認証業務規程にもとづく認証業務を適切に行う。

2 登録局は、本認証業務規程および内部規程に基づき適正に登録業務を行う。発行局は、本認証業務規程に基づき適正に発行業務を行う。

5-2 準拠法

電子証明書に関する適用法律は、日本国内法および規則に基づくものとする。

5-3 紛争処理等

本認証業務規程等及び電子証明書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

5-4 個人情報の開示

認証局に対する登録情報の照会については、jNOTARY として定めた「個人情報保護方針」及び「個人情報のお取り扱いについて」に基づくものとする。

5-5 個人情報の保護

認証局は認証業務を行うために取得した個人情報について本認証業務の用に供する目的以外に使用しない。具体的には氏名、会社名、メールアドレス、電話番号、契約コード、利用者コードを以下の目的で使用します。

1. お申し込み時の本人確認
2. 電子証明書への記載
3. サポートの提供
4. サービスに関するお知らせ、連絡
5. ご利用状況の確認
6. ご利用状況の集計・分析
7. お支払状況の管理
8. お申込状況の管理



5-6 守秘義務

認証局ならびに利用者の属する法人等は、電子証明書に関連して相手から得られた秘密情報について、電子証明書記載事項を除いて第三者に開示、漏洩しないとともに、電子証明書を提供または利用するために必要な範囲を超えて使用しないものとする。

認証局は、漏洩することによって電子証明書の認証業務の信頼性が損なわれる恐れのある情報を機密扱いとする。

- 2 守秘義務については、本認証局が定める規程に従い、その内容は、本認証局の業務に係る就業者の役割に応じて理解され、かつ維持される。

5-7 免責事項

認証局は本認証業務規程 2-2 で定める内容についてのみ認証しており、次の事項について認証局は一切の責任を負わない。

- (1) 利用者の不適切な管理により秘密鍵が悪用された結果生じた被害および損害。
- (2) 利用者、申込人および検証者が本認証業務規程または同意内容もしくは適用法規に違反・逸脱したことにより生じた被害および損害。
- (3) 利用者が認証情報の変更または失効申込を行わなかったことにより生じた被害および損害。
- (4) 利用者が失効申込してから電子証明書失効リスト(CRL)に失効情報として公開されるまでに当該電子証明書が利用されたことにより生じた被害および損害。
- (5) その他認証局の責に帰することができない事態や予見することのできない特別の事態が発生することにより生じた被害および損害。

5-8 認証局による賠償

認証局の発行する電子証明書に瑕疵がありまたは運用の誤りが直接的に原因となって生じた損害に対する補償は、1件あたり1証明書の金額の範囲内を限度として支払う。

5-9 知的財産権

利用者は、電子証明書の利用に際して貸与又は提供されるソフトウェア等のプログラム又はその他の著作物（各種手順書、本運用管理規定等）についての著作権、その他知的財産権等全ての権利は、jNOTARYに留保されることを承認するものとする。当規定は利用者による電子証明書利用の終了後も有効とする。



第 6 章 認証局の業務

6-1 認証設備室のセキュリティ管理

電子証明書では、認証業務用設備のセキュリティについて以下のように管理する。

- (1) 認証設備室に入室し、認証業務用設備を操作する要員の権限、およびその付与と剥奪の手続きと実行者について規程をする。なお、装置、機器のアカウントのうち特権を付与されたものについては、特に厳重に管理するものとする。
- (2) 認証局の各要員に、電子証明書の業務に必要な規程、手順などのセキュリティ教育を実施し、これを遵守することに同意させる。
- (3) 本認証業務の要員の中に、業務に係る技術に関して十分な知識および経験を有すると認められる者を適宜配置する。

6-2 認証局秘密鍵の生成と証明

認証局秘密鍵は、新規に業務を開始するとき、および有効期間の残りが電子証明書の最大有効期間よりも短くなる前に、新たな署名用鍵ペアを生成する。認証局秘密鍵の更新は 10 年毎に行われる。

なお、認証局秘密鍵は上記および本認証業務規程 3-10 に定める証明書失効リストの発行以外の目的には使用しない。

6-3 業務の一時停止

認証局は次に掲げる場合には、電子証明書の業務の全部または一部を中止し、必要な措置を取ることができる。

- (1) 火災、停電等により認証業務が**危瀕**に至った場合。
- (2) 地震、噴火、洪水、台風、津波等の自然災害により認証局の運営ができなくなった場合。
- (3) 戦争、暴動、動乱等により認証局の運営ができなくなった場合。
- (4) 通信回線、通信機器およびコンピュータシステム機器の障害による表示機能の不具合、情報伝達の遅延、不能、誤動作等の場合。
- (5) 認証局の使用するシステムに、システムダウンを含む重大なシステム障害が発生した場合。
- (6) 認証業務にかかわる設備について、緊急に保守を行う場合。
- (7) その他、認証局の故意または重過失によらない事態が起き、認証サービスの一時停止が必要と判断した場合。

6-4 業務復旧

前条の場合、電子証明書の業務の再開を含む取扱については以下の通りとする。



- (1) 電子証明書の認証局秘密鍵が危殆化または危殆化した恐れのある場合、認証局はその鍵にて署名した全ての有効な電子証明書を可及的速やかに失効する。次に電子証明書の失効情報を電子証明書失効リスト（CRL）に危殆化または危殆化した恐れのある鍵で署名し公開する。さらに認証局秘密鍵を抹消する。
- (2) 電子証明書を継続することが可能な場合には、認証局は可及的すみやかに新たな認証局秘密鍵を生成し、利用者からの電子証明書の再発行を受付ける。電子証明書の登録局、発行局が、天災などにより施設、設備に被害を受け、もしくはその施設、設備に対する外部からの物理的な攻撃を受けて、運用を続けられなくなった場合、認証局は本認証業務規程に基づいて新たな施設、設備などを準備し、バックアップデータに基づいて業務を再開すること、バックアップデータから公表およびアーカイブを義務付けられている情報を復元すること、この間保護すべき情報を流出させないことについて最善の努力をはらう。
- (3) (1)または(2)の場合、認証局は可能な限りすみやかに、危殆化または危殆化した恐れ、もしくは被害の事実を認証局 Web サイトまたは jNOTARY のホームページに公開し、原因究明を行う。
- (4) 登録局、発行局は、危殆化または危殆化した恐れが発生した場合、もしくは被災した場合、その際の復旧手順について別途定め、計画に従って教育訓練を行う。

6-5 帳簿書類等の保存

次に掲げる帳簿書類は、当該帳簿書類に係る電子証明書の有効期間満了日から 10 年間保存する。

- (1) 電子証明書の発行申込に関する帳簿書類。
- (2) 電子証明書の失効申込に関する帳簿書類。
- 2 署名または押印がある帳簿書類は原本で保存する。
- 3 依頼データファイル、利用者用申込書ファイル等の電子ファイルは、CD-ROM等にバックアップとして保存する。
- 4 帳簿書類の保管にあたっては、漏洩、改ざん、滅失、毀損の防止措置をとり、原本を直射日光にあたらないように鍵付きキャビネットに保管する。

6-6 事業監査

本認証業務規程および事務取扱要領に定められている業務および手続きに対する準拠状況の監査について、年 1 回以上の外部監査人による監査を実施する。

- 2 監査は、監査人により作成される監査計画書、監査基準、監査手続きに基づき実施される。
- 3 監査の結果、指摘改善事項がある場合には、業務の改善および設備、規程等の見直しを含む改善を行う。



4 監査結果は公表しない。

6-7 教育訓練

電子証明書の業務に携わる全ての担当者は、毎年一定の教育訓練を受けなければならない。

6-8 認証業務の廃止

認証局は次のいずれかの場合には、電子証明書の業務を廃止する。

(1) 災害等による不測の事態の発生により業務の不履行に至った場合。

(2) jNOTARY の事業方針の変更などに起因して業務を廃止する場合。

2 認証業務の廃止日迄に、電子証明書によって発行された全ての利用者の電子証明書を失効する。

3 業務終了の 60 日前から電子証明書のリポジトリに業務終了の案内を掲載すると共に、個人の利用者は直接本人に、法人の利用者は申込人を通して通知される。

4 失効に伴い電子証明書は CRL を更新し、リポジトリに 3 年 1 ヶ月間公開する。

5 電子証明書の秘密鍵およびバックアップされた電子証明書の秘密鍵の全てを復元不可能とする。

6-9 詳細規程

本認証業務規程の詳細は、事務取扱要領相当文書に定めるものとする。